

老人保健施設ふれんず 指定訪問リハビリテーション運営規程

(指定介護予防訪問リハビリテーション運営規程)

(事業の目的)

第1条 医療法人社団まりふ会が開設する老人保健施設ふれんずが行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）は、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な利用者に対して行うものとする。

3 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 老人保健施設ふれんず
- 2 所在地 岩国市今津町1丁目11-23

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者		1人		老健と兼務
医師	同	1人		老健と兼務
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	同	1人以上		老健と兼務

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元

的に行う。

(2) 医師

医師は、医学的観点から訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日

ただし、年末年始（12月31日から1月3日まで）、5月5日（日米親善デー）を除く。

2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、旧岩国市の区域（離島を除く。）とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

区分（片道の距離）	交通費
3. 5km未満	600円
3. 5km以上4. 5km未満	700円
4. 5km以上5. 5km未満	800円
5. 5km以上6. 5km未満	900円
6. 5km以上7. 5km未満	1, 000円
以下1km増すごとに100円を加算	
消費税は別途	

- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(緊急時における対応方法)

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて 臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(業務継続計画)

第11条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定する。業務継続計画は職員へ周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第12条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6カ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 6月 1日から施行する。

<別紙>

訪問リハビリテーション利用料金

(令和6年6月1日現在)

(1) 基本料金

項目	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費 (1回20分以上)	308円	616円	924円

(2) 加算料金

項目	1割負担	2割負担	3割負担	内容等
短期集中リハビリテーション実施加算 (1日につき)	200円	400円	600円	退院(退所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に週に概ね2日以上、リハビリテーションを集中的に行なった場合。
リハビリテーションマネジメント加算イ (1月につき)	180円	360円	540円	リハビリテーションの質を管理するために、計画作成、実施、評価等を行い、リハビリテーションに関する会議を定期的に開催し関係者に状況を共有している場合。
リハビリテーションマネジメント加算ロ (1月につき)	213円	426円	639円	「リハビリテーションマネジメント加算ロ」の要件に加え、計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、分析されたデータ等必要な情報を活用している場合。
事業所の医師が利用者等に説明し利用者の同意を得た場合(リハビリテーションマネジメント加算3) (1月につき)	270円	540円	810円	リハビリテーションマネジメント加算イ又はロの要件を満たし、計画等について事業所の医師が利用者様等に説明し、利用者様の同意を得た場合。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (1日につき)	240円	480円	720円	認知症であると医師が判断した方で、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された方に、退院(所)日又は訪問開始日から3月以内に集中的にリハビリテーションを行なった場合。週2日を限度。
口腔連携強化加算 (1月につき)	50円	100円	150円	口腔衛生状態及び口腔機能を確認し、歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報提供を行なった場合。

事業所の医師がリハビリテーションの計画の作成に係る診療を行わなかった場合（1回につき）	-50円	-100円	-150円	計画作成にあたり、事業所の医師ではなく、事業所外の医師が診療等を行った場合に減算する。ただし、入院中リハビリテーションを受けていた方の退院後1か月に限り減算しない。
退院時共同指導加算（1回につき）	600円	1200円	1800円	入院中の方の退院前カンファレンスに参加し、病院又は診療所と共同して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を行い、その内容を反映させた計画を作成し、サービスを提供した場合。退院につき1回のみ。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1回につき）	6円	12円	18円	勤続7年以上のリハビリスタッフが発着している場合。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1回につき）	3円	6円	9円	勤続3年以上のリハビリスタッフが発着している場合。

（3）その他の費用

通常の事業の実施地域を超えて訪問リハビリテーションを行った場合は、事業の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。

なお、自動車を使用した場合は、下記の交通費をいただきます。

片道の距離	交通費（消費税は別途）
3.5 km未満	600円
3.5 km以上 4.5 km未満	700円
4.5 km以上 5.5 km未満	800円
5.5 km以上 6.5 km未満	900円
6.5 km以上 7.5 km未満	1,000円
以下1 km増すごとに100円を加算	

介護予防訪問リハビリテーション利用料金

(令和6年6月1日現在)

(1) 基本料金

項目	1割負担	2割負担	3割負担
介護予防訪問リハビリテーション費 (1回20分以上)	298円	596円	894円

(2) 加算料金

項目	1割負担	2割負担	3割負担	内容等
短期集中リハビリテーション実施加算 (1日につき)	200円	400円	600円	退院(退所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に週に概ね2日以上、リハビリテーションを集中的に行った場合。
口腔連携強化加算 (1月につき)	50円	100円	150円	口腔衛生状態及び口腔機能を確認し、歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報提供を行った場合。
事業所の医師がリハビリテーションの計画の作成に係る診療を行わなかった場合 (1回につき)	-50円	-100円	-150円	計画作成にあたり、事業所の医師ではなく、事業所外の医師が診療等を行った場合に減算する。ただし、入院中リハビリテーションを受けていた方の退院後1か月に限り減算しない。
退院時共同指導加算 (1回につき)	600円	1200円	1800円	入院中の方の退院前カンファレンスに参加し、病院又は診療所と共同して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を行い、その内容を反映させた計画を作成し、サービスを提供した場合。退院につき1回のみ。
利用開始月から起算して12月超(1回につき)	-30円	-60円	-90円	利用開始月から起算して12月を超えた場合は減算する。ただし定期的なりハビリテーション会議を開催し、状態の変化に応じ計画を見直しており、かつ計画書等の情報を厚生労働省に提出し分析されたデータ等必要な情報を活用している場合は減算しない。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1回につき)	6円	12円	18円	勤続7年以上のリハビリスタッフが在籍している場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1回につき)	3円	6円	9円	勤続3年以上のリハビリスタッフが在籍している場合。

(3) その他の費用

通常の事業の実施地域を超えて訪問リハビリテーションを行った場合は、事業の実施地域を超える地

点から自宅までの交通費の実費をいただきます。

なお、自動車を使用した場合は、下記の交通費をいただきます。

片道の距離	交通費（消費税は別途）
3.5 km未満	600 円
3.5 km以上 4.5 km未満	700 円
4.5 km以上 5.5 km未満	800 円
5.5 km以上 6.5 km未満	900 円
6.5 km以上 7.5 km未満	1,000 円
以下 1 km増すごとに 100 円を加算	